

「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針（案）」に対するご意見とそれに対する本市の考え方

令和3年4月9日（金）から4月30日（金）までの間、池田市ホームページ、広報誌などを通じて「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針（案）」についてパブリックコメントを実施しました。

○意見提出状況

提出者数 7人 提出件数 16件

○意見の反映状況

ご意見を踏まえ修正するもの 4件

○ご意見の概要と本市の考え

※ご意見につきましては、趣旨を変えない範囲で文言を調整しております。

（1）計画等に反映する意見

No	意見概要	市の考え
1	「田園環境と調和した住生活環境の維持改善」に向けたまちづくり（P30）について まちづくりの主旨は、新規住宅開発等が困難な中でコミュニティの維持等を図るため地域内の活動人口等を増やしていくということだと思いが、「住生活環境」とすると、新たな住宅開発を連想してしまうため、「生活環境」としてはどうか。	本方針において、「住生活環境」「住環境」としているところについては、「生活環境」に統一いたしました。
2	「交流人口、関係人口、活動人口」との記述があるが、それぞれの違いがわかるよう、注記等で定義を示されてはどうか。	以下のとおり、注記でそれぞれの定義を追記しました。 交流人口：通勤、通学、観光などの目的で訪れる地域外の人々をいう。 関係人口：交流人口以外で、地域や地域の人々と継続的に関わる地域外の人々をいう。 活動人口：地域の社会活動等に参画する地域内の人々をいう。

No	意見概要	市の考え
3	<p>余野川洪水浸水想定での家屋倒壊等氾濫想定区域が田園生活ゾーンとなり既存住宅の保全が基本の土地利用方針となっているが、災害危険区域については住環境保全ではなく、地域交流や自然保全を目標とするべきではないか。</p>	<p>田園生活ゾーンでは、新規住宅開発等を推進するのではなく、コミュニティの維持等を図るため地域内の活動人口等を増やしていくため、日常的な地域交流の場の創出や生活環境の改善等に資する土地利用を誘導していくことを目標としています。</p> <p>なお、田園生活ゾーンにおける土地利用方針等に、災害のおそれのある区域での新たな住宅開発は原則不可とする旨を追記しました。</p>
4	<p>(5) 市街化調整区域における地区計画ガイドラインの改定(P34)</p> <p>頻繁・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクに応じた防災に関する指針を位置づけることが望ましいとされたことから、市ガイドラインの改定を検討するとされているが、令和3年3月に改定された、大阪府「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」では、防災に関する指針の位置づけはされていない。</p>	<p>『頻繁・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクに応じた防災に関する指針を位置づけることが望ましいとされたことから、』の記述を『頻繁・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」等に向け、大阪府の「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」が令和3年3月に改定されたことから、』に変更しました。</p>

(2) その他（ご意見、ご質問等に対する回答）

No	意見概要	市の考え
5	<p>(1) 農園芸振興に向けたビジョンの策定（P34）</p> <p>現役を卒業された方々で農地を買いたいと思う方は多く、貸農園などの取組みを展開することで、地域の活力を向上させるとともに、働く喜びの創出や社会保障の縮減が期待できると考える。</p> <p>箕面市では農業公社を設置し、遊休地化する農地の保全活用を行っており、このような取組みも重要であると考えている。</p>	<p>いただきましたご意見を参考にしながら、「(仮称)池田市農園芸振興ビジョン」の策定を今後検討して参ります。</p>
6	<p>生産地内の里道等の整備を検討願いたい。軽トラック程度が通行できれば、物資の運搬に便利であり、高齢者にも優しく、貸農園としても利便性の良い農地になる。</p>	
7	<p>遊休地化する農地を活用し、農福連携ができないか。その際には、社会福祉協議会にも協力してもらい、障がいを持つ方やひきこもりがちな方の発掘、支援ができないか。</p>	
8	<p>就労継続支援B型の作業所など、利用者が農作物を育て、行き場の確保、育てた農作物の販売を行い、工賃が得られるような取組みが進められないか。</p>	
9	<p>ボタニカルイベントや駅前公園を使ったアナウンスイベントが必要。また、細河地域内の店舗等も、もっと市民にアピールするための自助努力が必要である。</p>	
10	<p>飛地整理、後継者がおらず整備出来ていない田畑を市民に貸し出す取組みが必要。</p>	

No	意見概要	市の考え
11	農地が毎年減少し、転用によって、景観を害する資材置場があちこちにみられる。市街化調整区域と言っても強制力をもったまちづくり政策を考え、エリアごとにポイントを絞りながら、市がリードして調整・コントロールをしていかなければ、あらゆるところに歯抜けのように資材置場ができ、環境を害するまちになってしまうので、早期に手を打つべき。	ご指摘のとおり、耕作放棄された農地の土地利用転換として、資材置場等が散見されるため、耕作放棄地の活用方策として農園芸振興や、周辺環境と調和した土地利用の実現に向けて、地域住民等とともに適正な土地利用の規制・誘導が行える取組みを検討するとともに、景観法等に基づく制度・手法の活用の可能性についても検討して参ります。
12	緑地の確保をしたまま「ドッグラン」の場を設けられないか。	いただきましたご意見を参考にしながら、本基本指針に示したまちづくり方針や土地利用の実現に向けて、各種取組みを進めて参ります。
13	池田駅と細河地域間の自動運転、MaaS利用も含めて、市内大手自動車会社との協力を仰ぐ必要があるのではないか。	
14	間伐材によるベンチ政策、観光案内所での木材製品の販売、障がい者団体への素材提供等あらゆるエンド政策と連携し、五月山における材木、間伐材の活用した地域振興を図るべき。	
15	五月山等の自然環境の保全・活用に向け、市内ボーイスカウト団等と協議し、自然を利用したリクリエーション施設、アスレチックワールドの開設等を検討してはどうか。	
16	<p>産業立地ゾーンについて（P23）</p> <p>あくまで地元住民の理解や環境を害さない企業の誘致が前提だが、雇用創出や市税収増につながる当該ゾーンの位置づけについては前向きな検討が必要と考える。</p>	いただきましたご意見を参考にしながら、今後、池田市都市計画マスタープランの改訂を進めて参ります。